

令和8年9月25日

入札参加有資格者各位

契約課長

入札契約制度の変更について（通知）

本市の入札契約制度について、次のとおり変更しますのでお知らせいたします。

1 業務委託への最低制限価格制度の導入について

国は、業務委託において、採算を度外視した低価格での受注対策を目的とし、最低制限価格制度の導入を推進していることから、本市が発注する業務委託においても、同制度を試行導入するものです。

(1) 対象となる業務

入札を行う全ての業務委託（総合評価落札方式による入札を除きます。）

(2) 最低制限価格の算定方法

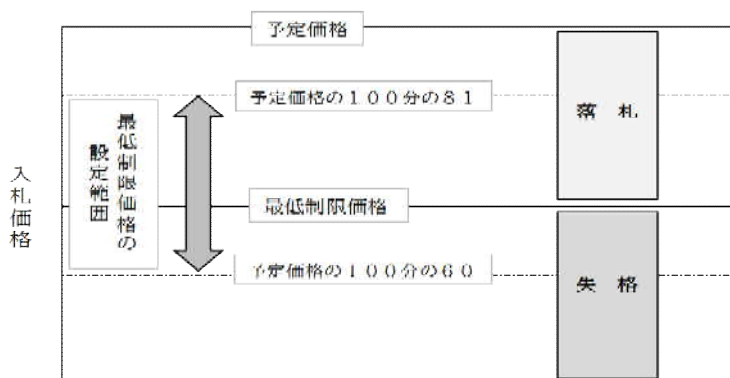
予定価格の100分の60から100分の81までの範囲で、別に定めます。

※ 最低制限価格は事後公表とします。

(3) 適用日

令和8年10月1日以降に入札の通知を行う案件から適用します。

（参考）最低制限価格制度導入のイメージ



2 業務委託の入札時における積算内訳書の提出について

業務委託においても、建設工事や建設コンサルタント業務等と同様に、事業者の入札価格が適正であるかを発注者が確認する必要があること、また、急激な物価上昇等による契約変更が必要となった際の根拠資料にもなり得ることから、入札時において積算内訳書を徴取するものです。

(1) 対象

入札を行う全ての業務委託

(2) 適用日

令和8年10月1日以降に入札の通知を行う案件から適用します。

※ 積算内訳書の提出については、該当入札に係る通知及び入札説明書等において個別に指定します。

（担当）財務部契約課物品契約係

（電話）076-443-2024